

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
(公 印 省 略)

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
エボラ出血熱に係る協力依頼について

世界保健機関（WHO）は、2026 年 5 月 17 日（日本時間）、コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」に該当する旨を宣言しました。WHO によれば、同年 5 月 18 日時点で、現在コンゴ民主共和国イツリ州を中心に、疑い例も含めて 516 名（うち 131 名は死亡例）のエボラ出血熱の症例が確認されています。

エボラ出血熱の国内発生を想定した対応については、「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」（平成 27 年 10 月 2 日付け健感発 1002 第 1 号）（参考 1）においてお示ししているところではありますが、当該内容について改めてご確認いただきますようお願いいたします。なお、当該通知中、疑似症患者の定義については下記のとおり更新しておりますのでご了知いただくとともに、下記 2 以降の内容についてご対応及びご協力をお願い申し上げます。

記

1 エボラ出血熱疑似症患者の定義について

医師は、38℃以上の発熱又はエボラ出血熱を疑うその他の臨床症状（※1）を有し、かつ、次のア又はイを満たす者を診察した結果、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱うこと。

なお、疑似症患者の定義については今後の流行状況に応じて変更があり得る。

ア 21 日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐瀉物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない。）がある

イ 21 日以内にエボラ出血熱発生地域（※2）由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある

※1 嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等

※2 ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、南スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

また、有症状者からの電話相談によりエボラ出血熱への感染が疑われる場合、二次感染拡大のリスクを避けるため、保健所の職員が訪問するまでの間、自宅などその場での待機等を要請すること。

2 検疫所との連携について

今回の宣言を受けて、各検疫所に対し、「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」(令和8年5月17日付け事務連絡(令和8年5月21日一部改正))(別添1)を発出し、検疫対応等について通知しましたので、ご了知の上、健康監視を実施している検疫所との連携に遺漏のないようお願いします。特に、「検疫所が把握した入国者に対する検疫対応と都道府県との連携」(別添2)のとおり、健康監視対象者に異状が生じた場合には、健康監視対象者から連絡を受けた検疫所から都道府県等への通知を行い、都道府県等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づいて患者の移送等を行うことから、必要な対応について予め確認いただきますようお願いいたします。

なお、上記が通常の実施として想定されるところ、健康監視対象者の体調に異状が生じ、当該健康監視対象者が検疫所ではなく消防機関に連絡した場合には、当該消防機関から保健所へ連絡があります。この場合においても、検疫所が検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく健康監視を行っていることから、管轄の検疫所において、当該健康監視対象者の状態を確認するため、保健所におかれましては至急管轄の検疫所にご相談いただきますようお願い申し上げます。

3 患者の搬送や患者の検体移送に関する手続き等の確認について

貴管内でエボラ出血熱を含む一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における、感染症指定医療機関への当該患者の移送や検体搬送に関する手続等を含む貴都道府県内で作成されている対応要領について、今一度、確認をお願いします。対応に当たっては、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き(第二版)」(参考2)や「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」(令和2年2月27日付け事務連絡)(参考3)等に留意いただくとともに、疑似症患者が発生した場合には、厚生労働省に直ちにご相談いただくようお願いいたします。

4 都道府県等における体制整備の状況確認について

貴管内のエボラ出血熱に対する体制整備の状況について、別添3の内容を確認の上、5月27日までに厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課宛てにご報告いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【別添】

別添 1：「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について（令和 8 年 5 月 17 日付け事務連絡（令和 8 年 5 月 21 日一部改正））

別添 2：検疫所が把握した入国者に対する検疫対応と都道府県との連携

別添 3：都道府県等における一類感染症に対する体制整備の状況に係る調査票

【参考資料】

参考 1：「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」（平成 27 年 10 月 2 日付け健感発 1002 第 1 号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164704.pdf>

参考 2：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

参考 3：「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和 2 年 2 月 27 日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601059.pdf>